

日本社会医療法人協議会 ニュース

第37号

発行所：一般社団法人日本社会医療法人協議会 発行人：西澤寛俊
〒102-0071 東京都千代田区富士見2-6-12

TEL/FAX：03-6261-0138 URL：https://nishakyo.or.jp/ E-mail：info@nishakyo.or.jp

制作：株式会社CBホールディングス 〒105-0013 東京都港区浜松町1-18-16 住友浜松町ビル5F TEL：03-6435-9220

略称 日社協ニュース

令和7年11月10日発行

日本社会医療法人協議会 2026年度税制改正要望

寄付税制の不整合是正と 控除対象外消費税問題解決を重点に

日本社会医療法人協議会は「2026年度税制改正要望」を公表した。地域医療の基盤インフラを担う社会医療法人の制度運用上の課題を整理し、税制面からの是正を求める内容である。本要望は財政措置を要求するものではなく、既存制度の整合性確保と公的医療機能の安定確保を目的とした制度是正提案である点が特徴だ。特に「寄附税制の不整合是正」と「控除対象外消費税問題の抜本対応」は、社会医療法人の持続可能性と日本の医療提供体制の安定に直結するテーマである。要望の背景と論点について加納繁照副会長の解説を交えながら報告する。



加納 繁照 副会長

寄附税制の不整合是正 公益法人間の 制度的公平性の確保

現行税制は、租税特別措置法第78条に基づき、社会福祉法人や学校法人などの「特定公益増進法人」への寄附を税制上優遇している。一方で、同じく公益性が法令により位置づけられた社会医療法人には同様の措置が適用されていない。これは制度体系上の整合性を欠く問題である。「社会福祉法人に寄附をすると税制優遇がありますが、社会医療法人には同じ制度がありません。これは制度上の不公平です」（加納繁照副会長、以下同）

社会医療法人は医療法第42条の2に基づき、「公的医療機関に準じる公益性を持つ医療法人」と定義され、救急医療・へき地医療・災

害医療などを担うことが認定要件とされている。その役割は社会保障上の公益性に直結するが、寄附税制では依然として社会福祉法人との格差が固定化されている。

寄附を活用した医療整備のニーズは高まっており、臨床機器整備・高度救命救急センター運営・災害医療体制整備など、補助金だけでは賄えない領域は多い。にもかかわらず制度上の格差により、寄附機会の毀損が生じている。「病院に寄附したいという方は確実に増えています。しかし現行制度のままでは寄附者にインセンティブが働かず、結果的に社会的な資金循環が阻害されています」。

さらに税制改正を停滞させる構造的要因についても言及した。「財務当局は収収減を理由に慎重ですが、公平性の観点からも早期の制

度是正が必要です」

協議会は、社会医療法人を「特定公益増進法人」へ位置付け、寄附者控除を適用可能とする制度改正を要望している。

控除対象外消費税問題 医療提供体制を歪める 税制の構造矛盾

医療にかかる消費税の問題は長年にわたり医療界の構造課題とされてきた。医療サービスは消費税法第6条により非課税とされているため、医療機関は医療機器や医薬品を購入した際に課される仕入税額を控除できない。その結果、病院は本来「税負担能力の低い公共インフラ」でありながら、実質的な消費税負担を強いられている。

加納副会長は明言する。「控除対象外消費税の問題は、社会医療法